

第2章 身体障害者診断書・意見書の記載について

- 1 診断書・意見書（以下「診断書」という。）は、障害が法別表に該当するか否かの認定だけでなく、障害等級の認定、補装具の給付等の援護措置の基礎となるものですので、その作成に当たっては、第3章の解説等を十分に理解のうえ、所要の事項についての的確に記載してください。
- 2 種類の異なる障害が二以上ある場合は、各々の障害について、それぞれ担当する指定医の診断書が必要です。
- 3 診断書は、川越市身体障害者福祉法施行細則に定められた所定の様式を使用してください。障害の種類ごとの診断書の様式は、第3章の障害区分ごとの解説の中に掲載してあります。
- 4 診断書(総括表)の記載要領は次ページのとおりです。
【平成15年1月10日障企発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について」等参照】
- 5 各障害の状況及び所見欄は、障害の状況を判定するために必要な事項について、それぞれの診断書様式に示された測定方法等によって厳正に検査、診断し記載してください。
なお、障害区分ごとに診断書作成の際、留意していただきたい事項については、第3章の各診断書様式の次にまとめてありますので、参考としてください。

身体障害者診断書・意見書(障害用)

総括表

氏 名	年 月 日生	男・女
住 所		
① 障害名(部位を明記)		
原因となった	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災	
② 疾病・外傷名	自然災害、疾病、先天性、その他()	

① 障害名

部位とその部分の機能の障害を記載する。

(記載例)

- | | |
|---|---|
| <p>1 視覚障害
両眼視力障害、両眼視野障害等</p> <p>2 聴覚又は平衡機能の障害
聴覚障害(両耳全ろう、語音明瞭度著障)
平衡機能障害(中枢性平衡失調)</p> <p>3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
音声機能障害(喉頭摘出、発声筋麻痺)
言語機能障害(ろうあ、聴あ、失語症)
そしゃく機能障害(咬合異常、嚥下障害)</p> | <p>4 肢体不自由
上肢機能障害(右肩関節機能全廃、左手指欠損)
下肢機能障害(右足部欠損、左膝関節著障)
体幹機能障害(下半身麻痺)
脳原性運動機能障害(上下肢不随意運動)</p> <p>5 内部機能障害
心臓機能障害
じん臓機能障害
呼吸器機能障害
ぼうこう機能障害
直腸機能障害
小腸機能障害
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
肝臓機能障害</p> |
|---|---|

② 原因となった疾病・外傷名

障害をきたすに至ったいわゆる病名を記載する。

(記載例)

- | | |
|--|--|
| <p>1 視覚障害
緑内障、糖尿病、バーチエット病</p> <p>2 聴覚又は平衡機能の障害
先天性難聴、老人性難聴、メニエール病</p> <p>3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
喉頭腫瘍、脳血管障害、唇顎口蓋裂</p> <p>4 肢体不自由
関節リウマチ、足部骨腫瘍、脊髄損傷、
脳性麻痺、脳血管障害</p> | <p>5 内部機能障害
ア 心臓機能障害
心室中隔欠損、ファロー四徴症
イ じん臓機能障害
慢性腎炎、糖尿病性腎症
ウ 呼吸器機能障害
肺線維症、肺気腫
エ ぼうこう機能障害
膀胱腫瘍、二分脊椎
オ 直腸機能障害
潰瘍性大腸炎、直腸腫瘍
カ 小腸機能障害
特発性仮性腸閉塞症、中腸軸捻症
キ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
HIV感染症
ク 肝臓機能障害
肝炎、肝硬変</p> |
|--|--|

また、原因となった疾病・外傷の発生した理由については、該当する項目を○で囲む。
該当する項目がない場合は、その他の()内に具体的に記載する。

例：(一酸化炭素中毒)

③ 疾病・外傷発生年月日	年 月 日・場所
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)	障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日
⑤ 総合所見	<div style="text-align: center;"> { 軽度化による将来再認定 要 ・ 不要 (再認定の時期 年 月後) </div>
⑥ その他参考となる合併症状	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 ⑩	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する(級相当) ・該当しない	
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢まひ、心臓機能障害等を明記し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別紙)を添付してください。 2 障害区分や等級決定のため、川越市社会福祉審議会から改めてお問い合わせする場合があります。	

③ 疾病・外傷発生年月日

疾病の場合又は発生年月日が不明の場合は、医療機関における初診日を記載する。
月・日について不明の場合は、年の段階に留めることとし、年が不明確な場合は○
○年頃と記載する。

④ 参考となる経過・現症

障害が固定するに至るまでの経過を記載し、障害固定又は障害確定(推定)の時期を記入する。

なお、現症については、個別の所見欄に該当する項目がある場合は、この欄の記載を省略してもさしつかえない。この場合所見欄には現症について詳細に記載すること。

⑤ 総合所見

障害の状況についての総合的所見を記載する。

個別の所見欄に記載がある場合には、省略してさしつかえないが、生活上の動作、活動に支障がある場合には、個別の所見欄に記載された項目の総合的能力を記載する。

将来再認定

将来障害がある程度変化すると予想される次の場合に記載すること。なお、参考として再認定の時期についてもその期日(例えば3年後:1年以上5年以内)を記載することが望ましい。

ただし、心臓ペースメーカ及び体内植え込み(埋込み)型除細動器(ICD)を植え込みした者(先天性疾患により植え込みしたものを除く。)については、植え込みから1年以上3年以内の期間内に再認定を実施する。

具体的には、次の場合に記載すること。

ア 成長期に障害を判定する場合

イ 将来的な手術等により障害程度に変化が予測される場合

ウ 将来、障害がある程度変化すると予想される場合(脳血管疾患発症後3か月程度の比較的早い時期の場合、心臓ペースメーカの植え込みした場合等)

⑥ その他参考となる合併症状

複合障害の等級について総合認定する場合に必要となるので、他の障害(当該診断書に記載事項のないもの)についての概略を記載することが望ましい。

(例 肢体不自由の診断書に「言語障害あり」等を記載する)

⑦ 身体障害者福祉法第15条第3項の意見

障害が身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当するか否かについて意見を記載する。

また、該当すると思われる障害程度等級を参考意見として記載する。

なお、障害等級は市長が当該意見を参考とし、現症欄等の記載内容によって決定するものである。

注) 障害程度が法別表に該当しないと判断されるもの及び認定が困難なものについては、川越市社会福祉審議会に諮問のうえ、決定します。